

東京都公安委員会告示第 2193 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 6 項により弁明の機会を付与するので、同条第 7 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 10 月 22 日

東京都公安委員会

記

- 1 弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名
別添のとおり
- 2 弁明書の提出先
江東区有明三丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟
警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センターデータ審査係
- 3 弁明書の提出期限
令和 8 年 11 月 19 日
- 4 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 6 項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

有限会社 ギャラリー杉野
株式会社ロボケン
By 4245 株式会社
MADUREIRA DO CARMO CARLITO
株式会社ティーアイ
医療法人社団スリール
CIKAN IBRAHIM
GUAN BIN
劉 俊
鈴木 桂二郎
GAO RUI
藤田 祐也
藤田 祐也
濱田 耕一郎
徳原 信元
WU QINNAN
斎藤 勝男

放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-106-260903-209881)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-107-260908-410013)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-109-260929-203195)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-111-260803-201757)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-111-260826-426029)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-111-260914-430607)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-113-260812-201429)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-329-260825-420056)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-333-260821-204663)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-436-260906-203811)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-436-260923-204667)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-436-260930-208064)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-436-261001-447239)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-440-260723-419050)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-442-260716-423047)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-555-260821-448624)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-660-260823-205978)